

6-2 身体的権利の関連問題 <基礎編>

冤罪はなぜ起きるのだろうか？

冤罪の悲劇

やっていない罪を着せられることを「**冤罪**」（あるいは「ぬれぎぬ」）という。真犯人でない者が「犯人」とされる場合だけでなく、はじめから存在しない事件が捏造される（でっちあげられる）場合もある。

日本国憲法は身体的自由権について詳しい規定を置いているが、それにもかかわらず冤罪を叫ぶ被疑者は多く、実際に冤罪であったことが明らかになるケースも起きている。いったん冤罪事件に巻き込まれた者が自己の無実を証明する作業にはたいへんな困難がともなう。その悲劇は言葉では表現できないほどつらい。それゆえ冤罪は絶対にあってはならない。【①】

刑事裁判では、有罪判決が確定したあとでも、判決を受けた者の利益になる場合には、審理をやり直すことができる。これを**再審**という。しかし再審が認められる条件は厳しく法定されており【②】、裁判所が再審を認めることは非常に少ない。しかし戦後、死刑判決の事件で再審が実現し、最終的に無罪となったケースがある。

冤罪はなぜ起きるか

冤罪の原因として最も多いのが**自白の強要**である。日本国憲法は自白の証拠能力を限定しているにもかかわらず、捜査の現場（警察官や検察官による取調べ）では、現在でも容疑者の自白が重要視されている。また現在の刑事訴訟法では、警察や検察は収集した証拠物品のすべてを裁判に提出する義務を課せられていないため、被告人に有利な証拠を裁判に提出しないケースがあるとも指摘されている。さらには、審理を担当する裁判官が、被告人や弁護士の主張と、警察官や検察官の主張を公平に比較せず、警察官・検察官の主張を信用して裁判する傾向が強いという指摘もある。【③】

①「百人の罪人を見逃しても、一人の無実を罰するなかれ」という言葉がある。

②証拠が虚偽であったり偽造されたものであることなど、有罪判決を受けた者に利益となる明らかな証拠がなければならぬ。

③他にも、証拠の捏造（ねつぞう）、科学的鑑定妨害など、さまざまな事情がある。

■日本における有名な再審事件（一部） <どんな事件か調べてみよう>

吉田岩窟王事件（1913年発生・無期懲役→1963年無罪判決）戦後初の再審無罪事件
免田事件（1948年発生・死刑→1983年無罪判決）戦後発生した事件としては初の再審事件
弘前大学教授夫人殺し事件（1949年発生・懲役→1977年無罪判決）服役後に真犯人が自白
徳島ラジオ商殺し事件（1953年発生・死刑→1985年無罪判決）日本初の死後再審無罪事件
松山事件（1955年発生・死刑→1984年無罪判決）検察の不提出証拠が再審開始の決め手に
島田事件（1954年発生・死刑→1989年無罪判決）死刑再審無罪としては現在最後の事件